

加古川市自殺対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 加古川市の自殺対策を効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、関係各課と情報や課題の共有を行うことを目的として、加古川市自殺対策連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る事業の取組に関すること。
- (3) 自殺対策に係る情報共有に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、健康医療部次長とし、委員は、生きる支援に関わる別表に掲げる者とする。
- 3 議長は、会議を招集する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 議長が必要と認めるときは、特定の案件について関係のある委員のみで会議を開催することができる。
- 6 議長は、オブザーバーとして、別表に掲げる関係機関の職員を指名し、意見を求めることができる。
- 7 議長は、スーパーバイザーとして、学識経験者等の有識者に助言を求めることができる。
- 8 議長は、その他、議長が必要と認める者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、議長の承認を得て代理人を委員として出席させることができるものとする。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第5条 会議には、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームの構成員及び運営については別に定める。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康医療部市民健康課に置き、運営は各課と連携の上、協議して行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員		備 考
市民協働部	生活安全課長	
	市民活動推進課長	男女共同参画センター統合
福祉部	高齢者・地域福祉課長	
	生活福祉課長	
	障がい者支援課長	
健康医療部	市民健康課長	
こども部	家庭支援課長	
	育児保健課長	
教育指導部	教育支援課長	

オブザーバー	備 考
兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所	
加古川市社会福祉協議会	